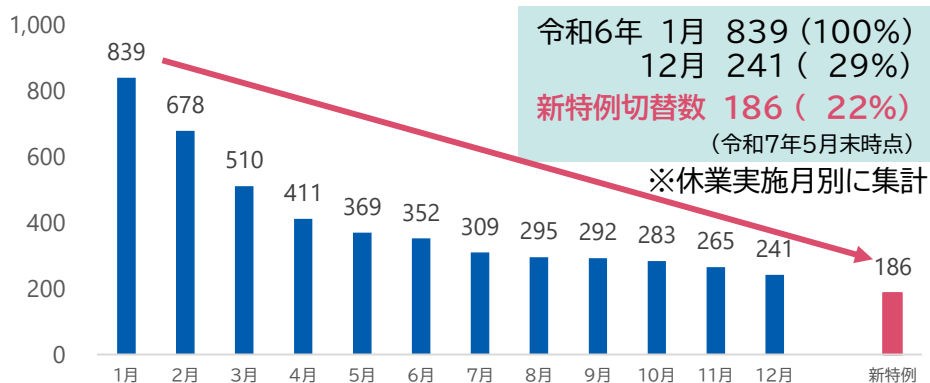


令和6年能登半島地震等後の石川県内事業所における出向・休業の 状況について

令和6年能登半島地震 石川県内事業所における出向・休業の状況 (令和7年5月末現在)

- 能登半島地域における雇用維持の支援は、発災から1年経過後の令和7年1月以降は、在籍型出向への取組に対する支援を基本に行っており、雇用調整助成金の特例による休業支援については、例外的に、在籍型出向に向け努力している事業主を対象としている。
- 石川県内で雇用調整助成金を活用している事業所数について、発災当初の839事業所(R6.1)から、1年後には241事業所(R6.12)まで減少。そのうち、新特例に切り替えたのは、186事業所となり、発災当初の22%まで減少。
- 出向成立件数について、全国ではコロナの影響の低下などにより、対前年比で11%減少している中、石川県内においては、関係機関と連携した在籍型出向に関するマッチング会の開催、産雇センター(産業雇用安定センター)による個別訪問等の取組により、令和6年度実績は対前年度比で125.9%増、産雇センターが関与した石川県内の出向成立人数は96人となっている。

雇調金活用事業所数の推移(石川県)



産雇センターによる出向実績(全国・石川県 比較)

	令和5年度	令和6年度	増減比
全国	1813人	1613人	-11.0%
石川	43人	96人	125.9%

産雇センターによる出向促進

- 事業主に対する説明会：16回 参加事業所：のべ196事業所
- マッチング会：2回 参加出向元：のべ8事業所 参加出向先：のべ11事業所
- 事業所への訪問回数：268事業所 のべ746回訪問
- 令和7年に入ってから、説明会の開催だけでなく、産雇センターの職員が、雇調金新特例を利用している124事業所を1件1件訪問するなど、出向元および出向先企業の希望内容や出向人数などの情報を収集することで、マッチングを進めている。
- 企業訪問時には、石川県庁とも連携し、今後は出向の活用が重要であることを丁寧に説明し、在籍型出向の利用に向けた機運の醸成にも取り組んでいる。
- 「在籍型出向」は出向先との調整が必要となるためマッチングが難しく、自社の意思決定で完結する「休業」に傾きがちな企業も少なくない中で、能登半島地域を中心に「在籍型出向」の活用が進んでいる。
- 現時点で、126事業所から出向先企業として登録を受けている。

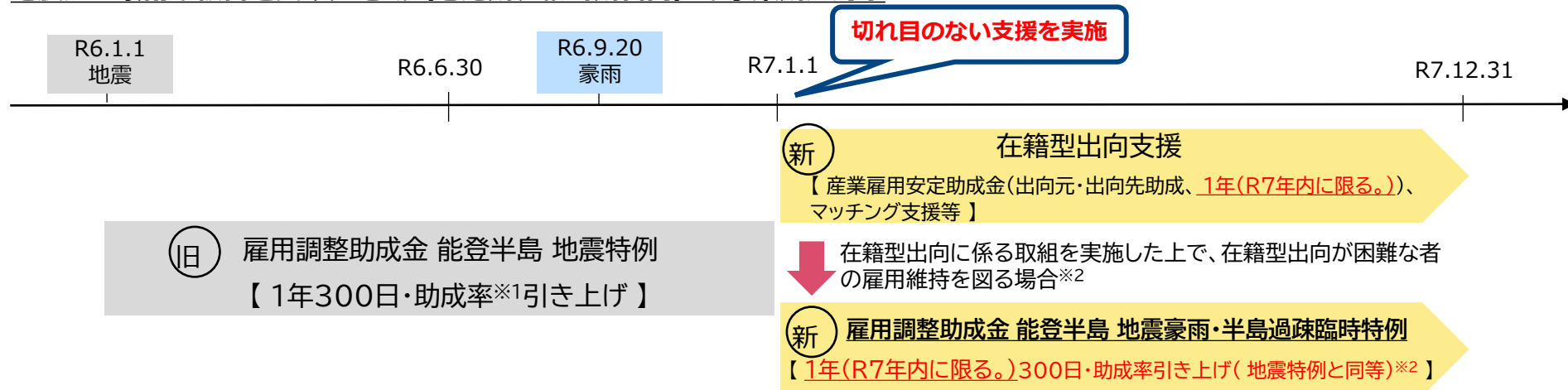
雇用調整助成金 能登半島 地震豪雨・半島過疎臨時特例の創設について

1 事業の目的

令和6年1月1日の能登半島地震への対応として実施している雇用調整助成金 能登半島 地震特例（地震特例）は本年末で終了し、今後、能登半島地域における支援は在籍型出向支援が基本となるが、能登地域の地震・豪雨の被災地については、特定非常災害となった令和6年能登半島地震から1年も経たずに激甚災害となる豪雨災害が重なるという極めて特異な被災状況に直面し、半島という地理的制約下にあつて、かつ、高齢化が著しく進む過疎地域という、企業の雇用維持と地域の人材確保の両立が極めて困難な事情・特殊性に鑑み、在籍型出向への円滑な移行が確保できる十分な期間等を考慮し、令和7年の1年間に限り、これまでの地震特例と同様の休業支援の新たな特例（地震豪雨・半島過疎臨時特例）を設ける。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

★地震かつ豪雨の被害を受けた地域（七尾所、輪島所管内）の事業所が対象



※¹ 助成率 地震特例：中小4/5、大企業2/3（通常制度：中小2/3、大企業1/2）

※² 在籍型出向に係る取組を行いつつも、出向が困難で休業を余儀なくされている労働者の雇用維持を図る事業所について、当該労働者について地震特例の措置と同様の休業支援を実施。

（注1）地震特例を利用していた事業所が、新特例（地震豪雨・半島過疎臨時特例）を受けようとする場合には、R7年1月以降に、新特例の申請を行い、要件が確認された場合には、新たな特例を受けることが可能。

（注2）R6年6/30までに地震特例を利用していなかったが、地震に加えR6年9/20の豪雨災害により休業を余儀なくされた事業所については、R6年中は通常の雇用調整助成金で対応するが、新特例の申請を行い、認められた場合には、R6年9/20から12月末での休業についても、新特例の助成率で追賦する。